

お済みですか？ 市県民税(住民税)申告

国税務課 ☎(50)1242

平成27年中の収入の有無や種類、また控除は、平成28年度の市県民税や国民健康保険税などの算出の基礎となります。申告が必要な人は早めに市県民税申告をしてください。

ただし、所得税・復興特別所得税の確定申告をした人は市県民税申告の必要はありません。

公的年金を受給している人も控除内容の確認を

公的年金の収入金額の合計額が400万円以下で、所得税・復興特別所得税の確定申告をしなかった人でも、年金の源泉徴収票に記載されている所得控除以外に控除するも

の(生命保険料や地震保険料、扶養や寡婦など)があるときは、その旨を市県民税申告することにより、平成28年度の市県民税額が下がる場合もあります。

収入のなかった人、遺族年金、遺族恩給などを受給している人

収入のなかった人や、遺族年金・遺族恩給などを受給している人は、その内容を申告することにより、国民健康保険税などの軽減措置を受けられることがあります。

ただし、市内に住んでいる人の扶養控除の対象者となっている場合は、申告の必要はありません。

平成28年度 受付スタート

国民年金 学生納付特例

国民課 ☎(50)1228
佐原年金事務所 ☎(54)1442

学生は、申請により在学中の国民年金保険料の納付が猶予されます(所得要件あり)。申請は毎年必要です。また、2年1カ月までさかのぼって申請することも可能ですが、納付済みの期間について申請することはできません。

申請することになります。なお、一部対象とならない学校もあります。その際は、他の制度(申請免除制度)を算額が上乘せされます。

申請することができません。
■手続きに必要なもの
◇年金手帳もしくは基礎年金番号の分かるもの
◇学生証の写し(裏面に有効期限などの記載がある場合は両面)、または在学証明書(過去の年度分を申請する場合は在学期間の分かるもの)
◇印鑑(シヤチハタ不可)
■承認期間
承認書に記載された期間は、納付が猶予されます。ただし、この特例は年金の受給資格に必要な月数には反映されませんが、老齢基礎年金の受給金額には反映されません。受給金額に反映させるためには、この期間の保険料を10年以内に納付(追納)する必要があります。

加入区分が変わったら… 国民年金の 届け出をしましょう

加入区分が変わった際に届け出を行わず、未加入となっていると年金がもらえない可能性があります。

加入区分	届け出が必要なおき	必要なもの	届出先
第1号へ 加入・変更	20歳になったとき (会社員・公務員は除く)	○国民年金被保険者資格取得届	国民課 (1階4番窓口) または各支所
	会社を退職したとき (第2号被保険者である配偶者の扶養になったときを除く)	○年金手帳 ○退職日が確認できる書類(退職証明・離職票・資格喪失証明書など)	
	配偶者が退職したとき (第3号被保険者に限る)	○年金手帳 ○扶養から外れた日が確認できる書類(資格喪失証明書など)	
	配偶者の扶養から外れたとき (第3号被保険者に限る)	○年金手帳 ○扶養から外れた日が確認できる書類(資格喪失証明書など)	
第2号へ 変更	就職して、厚生年金などに加入したとき	勤務先へ問い合わせください	勤務先
第3号へ 加入・変更	配偶者の扶養になったとき (配偶者が第2号被保険者の場合)	配偶者の勤務先へ問い合わせください	配偶者の勤務先
	配偶者の扶養になっている人が20歳になったとき (配偶者が第2号被保険者の場合)		

■第1号被保険者…自営業者、学生、無職の人など(20歳以上60歳未満の人)
■第2号被保険者…会社員・公務員など(厚生年金保険や共済組合に加入している人)
■第3号被保険者…第2号の人に扶養されている配偶者(20歳以上60歳未満の人)

各種証明書の 休日交付

国民課 ☎(50)1210
税務課 ☎(50)1242

■予約可能な証明書の種類

住民票の写し・印鑑証明書・所得証明書・納税証明書など

※印鑑証明書の交付は、香取市の印鑑登録証をお持ちの人に限りです。旧市町の印鑑登録証は、事前に来庁して引き換え手続きを行ってください

電子申請で予約するには…

市ホームページをご確認ください。

電話で予約するには…

開庁日に事前に申し込みをしてください(8時30分から17時15分まで)。

◇住民票の写し・印鑑証明書など

市民課 ☎(50)1210・小見川支所 ☎(82)1114

◇所得証明書・納税証明書など

税務課 ☎(50)1242・小見川支所 ☎(82)1114

■交付場所 市役所、小見川支所

■交付時間 土・日曜日、祝日の9時から17時までの指定した時間

※証明書の交付を受ける際は、本人確認のため、運転免許証などの身分証明書を持参してください

市税証明書の代理申請には委任状が必要です

国税務課 ☎(50)1242

税に関する証明書の交付は本人の申請に限り行っています。代理人(家族・親族など)が申請する場合は委任状が必要です。

委任状には、委任者本人と代理人の住所・氏名(本人が自署押印)、日付、委任内容を記入します。委任者が法人の場合は、代表者印を押印した委任状(任意様式)を持参してください。委任状の様式は、市ホームページからもダウンロードできます。

なお、申請の際には本人申請・代理申請にかかわらず申請者の印鑑と本人確認のため、運転免許証などの身分証明書を持参してください。

平成28年度の 行政組織

国民総務課 ☎(50)1201

市では、地方分権の進展や職員数の減少などへの対応を進める中で、事務および事業の運営が簡素かつ効率的なものとなるよう現行組織の見直しを行います。

■部の所掌変更

生活経済部(経済環境部に市民協働課、市民課、各支所を加え再編)
福祉健康部(市民福祉部の

市民課を生活経済部に移管し再編)

■課の名称変更

市民協働課(市民活動推進課から名称変更)

■課の統合

土木課(建設課および道路河川管理課を統合)
水道課(水道管理課および水道工務課を統合)

■4月からの組織(記載のない組織は変更ありません)

部名	課名
総務企画部	総務課、秘書広報課、企画政策課、財政課、税務課
生活経済部	市民協働課、市民課、小見川支所、山田支所、栗源支所、環境安全課、農政課、商工観光課
福祉健康部	社会福祉課、高齢者福祉課、子育て支援課、健康づくり課
建設水道部	都市整備課、土木課、下水道課、水道課